

副本

平成30年(ワ)第17960号 境川金森調節池建設差止請求事件

令和元年(ワ)第13225号 同

原告 高橋 靖昌 外56名

被告 東京都

準備書面(8)

令和元年11月11日

東京地方裁判所民事第35部合A3係 御中

被告指定代理人

石澤 泰



同

中村



同

鶴岡



原告ら2019年8月28日付準備書面(7)の反論

1 原告ら準備書面(4)で追加された主張について

原告らは、従前、本件調節池の設置そのものの侵害性ではなく、主に本件調節池の建設過程に伴う侵害性（工事用車両の走行に伴う交通事故の危険、工事期間中にスポーツ広場が使用できない不便、工事による地下水の枯渇の危惧）について主張してきた（訴状・第5）。

しかし、平成31年3月15日付準備書面(4)（以下「準備書面(4)」という。）において、新たに建設工事完了後の本件調節池の設置そのものに関連する侵害性（治水安全度の低下）についての主張を展開している。すなわち、本件調節池が設置され、上流部の河床掘削がなされた場合、本件調節池で流水を取り込み、その容量が満水となった以降は、本件調節池周辺の洪水安全度は低下する、というものである（以下「追加主張」という。2019年8月28日付準備書面(7)（以下「準備書面(7)」という。）3(12)）。

追加主張は、本件調節池設置後に上流部で河床掘削が行われることによる影響（前段）と、本件調節池が満水となることを仮定した影響（後段）とを複合的に主張するものであるから、それぞれ分けて反論する。

(1) 調節池が満水となって以降、洪水安全度は低下するとの主張について（追加主張後段）

ア もともと、調節池は、洪水時において、河川流量の増加分を調節池に取り込むことによって、河川の流量をその流下能力内に収めて（ピークカット）、水害の発生を防止するものであり（被告準備書面(1)11頁）、その設置によって周辺の治水安全度の向上をもたらし、沿川住民の生命、財産の保護に資するものであっても、治水安全度が低下するような逆の作用・効果は持たないものである。

すなわち、調節池には当然、計画上の能力限界（容量）があり、能力以上の規模の洪水には対応できない（被告準備書面(6)3頁）。しかし、対応でき

ないからといって「洪水安全度（治水安全度）が低下する」ものではない（そもそも、治水安全度とは、河川のある地点での整備状況により固定的に定まる概念であり、降雨量や河川流量により変動したりしない（訴状7頁参照））。

したがって、本件調節池が仮に満水となって以降、境川からその流下能力を超える流量を取り込めなくなるからといって（その場合に仮に本件調節池周辺で溢水が発生することがあるとしても）、本件調節池周辺の治水安全度が低下するものではなく、本件調節池の公共性ないし公益上の必要性が何ら揺らぐものではない。

イ なお、原告らは、長時間、広範囲に猛烈な雨が降る豪雨も各地で毎年のように頻発していると例示を示して主張しているが、いずれも観測史上最多と言うような降雨であり、まさに計画の能力以上の降雨である。また、こうした降雨は、一つの河川においてみれば、頻発するとまでは言えない。

(2) 上流部の河床掘削によって、洪水安全度は低下するとの主張について（追加主張前段）

ア まず、原告らの追加主張の前段部分は、本件調節池を担保として行われる上流部の河床掘削に対する危惧をいうものである。したがって、当該主張によっても、本件調節池自体の公共性ないし公益上の必要性が何ら揺らぐものではないことを指摘しておく。

イ 次に、原告らは、河床掘削は下流から行うのが大原則であると述べ、境川中流域の被告管理区間における本件調節池整備後の河床掘削が原則から逸脱した不適切なものであると主張するようである（準備書面（4）2～7頁）。

すなわち、原告らは、河床掘削の基本は下流から行うことであり、下流部の流下能力を超えて上流部の流下能力を高めるとその遷移部で滞留・溢水のリスクが生じるところ、本件調節池整備後に予定される上流部の河床掘削により上流部の流下能力が高まると下流部の流下能力とのバランスが崩れ、治水安全度が低下する（したがって、本件調節池の公共性ないし公益上の必要

性はない)、と主張するようである。しかし、上記主張には大きな誤り(又は、前提の欠落等)がある。

(ア) 一つ目は、本件において、単純に上流部の河床掘削を行うのではなく、本件調節池を担保として、すなわち、河床掘削により河道断面が増加することで掘削前より増加する流量を本件調節池で取り込むことを前提として、上流部の河床掘削を行うものであるが、原告らはその前提(本件調節池で流量増加分を取り込むこと)を欠落させて単純に、さらには、複合的に本件調節池の満水状態を仮定して(原告らはどのような降水(確率降雨)で満水となるのかの主張をしない。)、河床掘削の危険をいうものである(すなわち、準備書面(4)・第1章2(2)の「下流部では、河床掘削を実施する前よりも、より多くの洪水が押し寄せることになり、下流部ではその洪水を流下させることができず」という記述は、少なくとも本件調節池が満水となるまでは正しくない。)

(イ) 二つ目は、原告らの依拠する原則論(河床掘削は下流から行うのが大原則)をそのまま当てはめると、被告は、例え本件調節池を整備しても、下流域での神奈川県河川整備を待たなければ被告管理区間において何ら流下能力を高める河川整備を進めることができないということになる。しかし、近年において明らかに水害のリスクが高まっている状況で(原告らも自認するとおり)、被告が神奈川県での整備(今後長期間を要する)を待って河床掘削をするというような選択をすれば、河川管理者としての責を何ら果たさないものというほかはなく、被告にとってありえない選択でしかない。

そもそも、下流域での整備状況(時間雨量30ミリ対応程度)を所与の前提として、被告管理区間における治水安全度を向上させることこそが河川管理者としての被告に与えられた使命であり(甲2-71頁、乙2-6頁)、その制約下では、本件調節池を含む複数の調節池を担保として管理区

間内の流下能力を増加させること（それは、まずもって河床掘削により既に整備済み護岸による流下能力を向上させることである。）に尽きるのである（乙2-4頁）。

被告管理区間において必要とされる調節池容量は約76万 m^3 であり、まず、本件調節池（約15万 m^3 ）によって鶴間橋から都県境である鶴瀬橋までの区間に必要な分が整備される。当然、本件調節池のみで十分な治水安全度が達成できるものではなく、さらに調節池を追加整備する必要がある（甲1-25頁）。そして、他の調節池が追加整備されるまでの過渡的対応として、本件調節池を担保としての限定的な上流部の河床掘削を行うものである。

原告らの「下流から河床掘削するのが大原則」との主張は上記の「所与の前提」を全く欠落させたもので実現性がなく、そうした大原則から導き出された追加主張（本件調節池整備とその後の上流部での河床掘削により洪水安全度は低下するから、本件調節池整備は有害）や、さらに、掘込構造の境川においては、洪水が河道から溢れてきた場合でも水深は徐々に増加するので避難のための時間は十分に確保でき、人命にかかわるような洪水災害の危険性はない（から本件調節池整備は不要）などといった何ら根拠のない主張（準備書面(7)・4(3)ア）は、全く無責任なものとの誹りを免れない。

ウ ちなみに、調節池の能力を活かし、下流の安全性を確保した上で、調節池を担保としてさらに上流側の流下能力を拡大させる手法は、既に都内の中小河川で多く用いられている。

都内の既設27調節池は、いずれも時間50ミリ降雨へ対応するため、下流の流下能力を補う機能を持つ。そのうち神田川・環状七号線地下調節池（乙34）を含む17調節池では、調節池を担保とした上流部の河道整備を実施しており、原告らが本件で危険であると指摘する、調節池より上流部が下流

部に比べて流下能力が大きい状態となっている。

こうした手法は、市街化が進み河道整備が困難な都市部などで早期に安全性を向上させることができるために都内で多く行われてきており（乙2-4頁）、これまで浸水被害軽減に大きな効果をあげてきた（神田川・環状七号線地下調節池の事業効果（乙34）においても、調節池上流の護岸整備を実施し、調節池上流及び下流に効果があったことが記載されている。）。

過去に満水になったことのある3調節池についても同様の状態であるが、いずれも満水になったことに起因する調節池周辺の浸水被害は発生してはいない。

2 河川整備計画と本件調節池との関係

なお、原告らは、本件調節池を担保とした上流部の河床掘削について事前の情報提供が不十分であると非難するが（準備書面(7)・3(4)～(10)）、この非難も以下のとおり失当である。

(1) 境川における河川整備計画（甲1）は、東京都と神奈川県にまたがる境川の現状を踏まえた、今後約30年程度の期間を見とおした全体的な（河川の全域にわたる）計画であるところ、本件調節池を含む洪水調節施設の整備は、境川の中流域である被告管理区間における具体的な一事業と位置付けられ、実施時期も整備計画の中で早期に着手されるものである。

本件調節池の整備の効果としては、本件調節池そのものの効果（本件調節池の整備事業により直ちに発現する効果）であるものと、本件調節池を前提とする効果（本件調節池整備後に行われる、本件調節池を担保とする他事業による効果）があるものがあり、「下流に対する整備効果」は前者、「上流に対する整備効果」は後者である。そして、効果発現の時期や直接的か間接的か（他事業が介在するか）において違いはあるものの、「上流に対する整備効果」も本件調節池の整備効果であることに違いはない。

(2) また、今後の整備事業（上流部の河床掘削も含む）については、本件調節池の完成時の整備状況等を踏まえてその場所、時期等を決めていく。

すなわち、本件調節池による上記の「上流に対する整備効果」は、境川における河川整備計画上の過渡的対応であり、「上流に対する整備効果」の発現に係る具体的整備方法・手順、場所、規模及び実施時期は将来的に定まるものであることから、それを河川整備計画にすべて記載するのは現実的ではなく、河川管理者の裁量によって、計画に定めた範囲内において実施されるものである。

(3) 河川整備計画策定経過においては、意見募集（パブリックコメント）が実施されており、その前提として計画原案が被告のホームページ等で公開されていたこと（答弁書・第2・4(3)イ（10頁））、さらに本件調節池整備事業の実施に際しては、事業説明会を多数回行って周辺住民の意見を十分聴取した上で、それらを事業計画に反映させてきたことは既に述べたところである（被告準備書面(1)・第2・3（18頁以下）、甲4の1ないし甲10の2）。

(4) したがって、上流部の河床掘削は本件調節池整備と別の事業であるとは説明されていない（原告ら準備書面(7)・3(6)）という非難は当たらず、また、被告の本件調節池の整備事業実施において何ら違法な点はない。